

平成26年度宮城県公立小中学校校長及び県立高等学校校長候補者特別選考試験 実施要項

宮城県教育委員会

1 趣旨

教育に関する識見と明確な理念を有し、民間企業、大学、研究施設等（以下「民間企業等」という。）で培った組織経営力や柔軟で豊かな発想力を備えた人物を宮城県公立小中学校校長及び宮城県立高等学校校長として任用するために、広く公募を行い、特別選考試験を実施します。

2 募集内容

(1)職種・人数 （選考試験の結果、合格者がいない場合もあります。）

宮城県公立小中学校校長候補者 1名

宮城県立高等学校校長候補者 1名

(2)採用予定時期

平成26年1月1日付けで宮城県教育委員会事務職員として採用し、3ヶ月間の研修期間を経て、平成26年4月1日から公立小中学校校長及び県立高等学校校長として任用する予定です。

3 求められる資質・能力及び受験資格

(1)求められる資質・能力

教育に対する熱意と使命感、及び教育者としての豊かな人間性
民間企業等での豊富な経験や知識、及び社会の動向に対する洞察力と先見性
民間企業等で培った経営感覚や柔軟な発想を学校運営に活用できる企画力
教育理念の実現に向けて、教職員の能力を引き出し、統合できる優れたリーダーシップ
幅広い人的ネットワークや渉外能力を活かし、保護者、地域社会、企業等と連携し、開かれた学校づくりを推進できる実践力

(2)受験資格

次のすべての要件を満たす人が受験できます。教員免許状の所有の有無は問いません。

日本国籍を有する人

地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に定める欠格条項（別紙「参考資料1」）のいずれにも該当しない人

平成26年4月1日現在における年齢が50歳以上56歳以下の人

（昭和32年4月2日から昭和39年4月1日までの間に生まれた人）

民間企業等において管理的立場にある人又はそれと同等の経験を有する人

出願時において、学校教育法第1条に定められた学校（大学を除く）に勤務していない人

宮城県内のどの地域においても勤務できる人

4 出願書類配布・出願方法等

(1)出願書類等の配布

平成25年9月2日（月）から、宮城県庁総合案内（県庁1階）、宮城県教育庁教職員課（県庁16階）、各教育事務所（地域事務所）で行います。配布時間は月～金曜日（祝日を除く）の午前9時00分～午後5時00分です。

郵送希望の場合は、封筒の表に「校長特別選考試験出願書類請求」と朱書し、140円切手を貼付した宛先明記の返信用角形2号（A4サイズ）封筒を同封して、宮城県教育庁教職員課教員任用班あてに請求してください。

下記の宮城県教育庁教職員課 Web ページからダウンロードすることができます。

<アドレス> <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ky-teacher/>

(2)出願方法

出願書類一式を、角形2号の封筒に入れ、下記宛に簡易書留等の確実な方法により郵送してください（持参による出願はできません）。封筒表には、「校長特別選考試験出願」と朱書きしてください。

<宛先> 〒980-8423 仙台市青葉区本町三丁目8-1

宮城県教育庁教職員課 教員任用班

(3)受付期間

平成25年9月2日（月）～9月30日（月）（30日当日の消印有効）

5 提出書類

(1)出願時

平成26年度宮城県公立小中学校長及び県立高等学校長候補者特別選考試験志願票
（別紙様式1-1及び様式1-2）

職務実績書（別紙様式2）

実績を証明する資料等（書面による資料のみ）があれば、添付してください。

自己アピール文（別紙様式3）

応募論文（別紙様式4：2,000字程度）

テーマ『私がめざす学校づくり』

出願書類受領書兼受験票（別紙様式5：氏名等を記入したもの）

返信用封筒2通（2通とも、速達の表示をした長形3号（12.0cm×23.5cm）定形封筒に350円切手を貼り、郵便番号・宛先を明記してください。）

- ・出願書類受領書兼受験票送付用…1通
- ・第一次選考試験結果通知送付用…1通

(2)第二次選考時

第一次選考（書類選考）の合格者には次の書類も準備していただき、第二次選考試験の際に提出していただきます。

健康診断書…平成25年4月以降に公的医療機関で受診したもの（指定様式で提出していただきます）

各種資格認定書・教員免許状等の写し…これらの資格を有する人のみ

第二次選考試験結果通知送付用封筒（第一次選考試験結果通知用と同様の仕様）

6 選考方法

(1)一次選考試験

提出された書類に基づき，受験資格や職務実績，応募論文の内容等について審査し，選考を行います。可否の結果については10月中旬までに応募者全員に通知します。

(2)二次選考試験

実施日

- ・平成25年11月2日（土）
- ・日程，時間，場所等は別途連絡します。

試験内容

- ・小論文試験（職務遂行に必要な識見・思考力・表現力等に関する小論文試験です。）
- ・面接試験（人柄・熱意・指導力等に関する個別面接です。）

(3)採用内定

平成25年11月中旬に最終決定し，採用内定者本人あてに通知します。

7 採用・研修等の予定

第二次選考試験合格者は，平成26年1月1日付けで宮城県教育委員会事務職員として採用され，平成26年3月31日までは，学校経営に関する法規・制度等の研修及び学校現場での実務研修等，校長として必要な知識・技能を習得するための様々な研修を行っていただきます。そして，平成26年4月1日付けで，宮城県内の公立小中学校長及び宮城県立高等学校長として配置校に赴任していただく予定です。

8 給 与

給与は，「職員の給与に関する条例」等に基づき決定するほか，支給要件に応じて扶養手当，住居手当，通勤手当等を支給します。

9 問い合わせ先

宮城県教育庁教職員課 教員任用班（022-211-3637）

平日の午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日は閉庁）にお問い合わせください。

(参考資料1)

○ 地方公務員法第16条(欠格条項)

- 1 成年被後見人又は被保佐人
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 4 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

○ 学校教育法第9条(校長・教員の欠格事由)

- 1 成年被後見人又は被保佐人
- 2 禁錮以上の刑に処せられた者
- 3 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 4 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(参考資料2)

○ 校長の職務権限

学校教育法第37条第4項では、「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。」という包括的な規定を行っており、これが校長職務の中核となりますが、それだけに止まらず校長は個別的な種々の職務を持ち、個別の法律によってそれが定められています。

○ 校務

上記法に規定された「校務」とは、「学校運営上必要ないっさいの仕事」と説明されており、その大まかな分類は次のとおりです。

- 学校教育の内容に関する事務
- 教職員の人事管理に関する事務
- 児童・生徒管理に関する事務
- 学校の施設・設備の保安全管理に関する事務
- その他学校の運営に関する事務

○ 主な関連法規

- 学校教育法(昭和22年法律第26号)
- 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)
- 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)
- 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)
- 教育長の権限に属する事務の委任に関する規程(平成7年教育委員会訓令甲第3号)
- 県立学校の管理に関する規則(昭和32年教育委員会規則第9号)
- 宮城県立高等学校学則(昭和25年教育委員会規則第33号)